

議題 1 関係

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

（掛金及び退職金等の額の検討）

第八十五条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

議題 2 関係

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

（退職金）

第十条 機構は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）

二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額
イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

3 （略）

4 第二項第三号ロの支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

5 （略）

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）（抄）

（第二条被共済者に係る退職金に関する経過措置）

第二条 施行日前退職金共済契約（平成十四年改正法附則第二条に規定する施行日前退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者（以下「第二条被共済者」という。）が施行日以後に退職した場合における退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（第一号及び第二号 略）

三 四十三日以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ（略）

ロ 平成八年四月前の期間に係る掛金として旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかった旧法契約の第二条被共済者にあつては、次の(1)に定める額とし、それ以外の第二条被共済者にあつては、次の(1)に定める額に(2)に定める額を加算した額

(1) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成十五年四月以後の計算月に限る。）までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に同じイ(1)又は(2)に定める額を合算して得た額（以下「特定仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る第七条第二項の規定により定められる支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。）を合算して得た額

（以下 略）

（支給率に関する経過措置）

第七条 平成十五年度以後の各年度に係る新法第十条第二項第三号ロの支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額又は通算二年法契約特定仮定退職金額を算定することとなる被共済者（次項において「経過措置被共済者」という。）がいる場合には、新法第十条第四項の規定にかかわらず、次項の規定により定めるものとする。

2 平成十五年度以後の各年度に係る第二条第一項第三号ロ（1）及び新法第十条第二項第三号ロ（以下この項において「支給率に関する規定」という。）の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十条第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の同項第三号ロに規定する仮定退職金額、特定仮定退職金額及び通算二年法契約特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

○中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）（抄）

（法第十条第四項の算定した額）

第十七条 法第十条第四項の当該年度の前年度の運用収入のうち同条第二項第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百五十二号）第十二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

○中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第四百一十一号）（抄）

附 則

（経過措置政令第七条第二項の算定した額）

第八条 経過措置政令第七条第二項の当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の勤労者退職金共済機構の財務及び会計に関する省令（昭和三十四年労働省令第十八号）第二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

○労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）（抄）

（分科会）

第六条 1～8（略）

9 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～8（略）

9 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○労働政策審議会運営規程（抄）

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

○労働政策審議会勤労者生活分科会運営規程（抄）

第七条 分科会に、中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

一 法第四条第一項第四十九号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第八条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

基発第0317002号
平成17年3月17日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

理事長 樋爪 龍太郎 殿

厚生労働省労働基準局長

中小企業退職金共済制度の運営改善について

厚生労働省は、今後の中小企業退職金共済制度について、平成17年3月11日付けの労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の「中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書」（別添）を踏まえ、その運営改善を図ることとしたので、独立行政法人勤労者退職金共済機構においても、当該意見書の趣旨を踏まえ、その運営改善に当たられたい。

特に、一般の中小企業退職金共済制度については、付加退職金の支給率の決定方針を下記のとおり定めたので、この方針を前提にして累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額（別紙参照）を設定されたい。

また、林業退職金共済制度についても、当該意見書の趣旨に鑑み、一般の中小企業退職金共済制度と同様に累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額（別紙参照）を設定されたい。

記

<付加退職金の支給率の決定方針>

1 付加退職金の支給率については、中小企業退職金共済法第10条第4項の「そ

の他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるもの」とする規定に基づき、次の2の処理を踏まえて、具体的数値を決定することとする。

2 退職金原資となる資産については、達成すべき運用利回り（別紙参照）を設定し更に効率的な運用を行うこととし、各年度で生ずる利益は、次のとおり処理することとする。

① 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

② 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

累積欠損金の解消に向けての目標値の設定について

目標値については、表に記載された数値を中心に経済情勢等諸条件を勘案の上設定すること。

〔表〕

○ 一般の中小企業退職金共済事業〔予定運用利回り1.0%〕

累積欠損金解消 までの年数 (解消年限)	中期計画1期間(5年間) 当たりの解消目標額 (注1)	年度ごとに解消 すべき累積欠損金 額としての目安額	達成すべき 運用利回り (注2)
15年間 (平成16~30年度)	895億円	179億円	2.20%

(注1) 中期計画1期間が5年未満の場合は、その年数に応じた額が解消目標額となる。

(注2) 数値は、責任準備金額が平成15年度末現在の値で一定であると仮定した場合において、現行ルールに基づき年度ごとに解消すべき額を確保するために達成すべき運用利回りの目安を示すものである。

○ 林業退職金共済事業〔予定運用利回り0.7%〕

累積欠損金解消 までの年数 (解消年限)	中期計画1期間(5年間) 当たりの解消目標額 (注1)	年度ごとに解消 すべき累積欠損金 額としての目安額	達成すべき 運用利回り (注2)
15年間 (平成16~30年度)	590百万円	118百万円	1.48%

(注1) 上記(注1)に同じ。

(注2) 数値は、責任準備金額が平成15年度末現在の値で一定であると仮定した場合において、現行ルールに基づき年度ごとに解消すべき額を確保するために達成すべき運用利回りの目安を示すものである。

平成17年3月11日

中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、中小企業退職金共済制度の意義、重要性を踏まえ、現状において早急に取り組むべき課題についての議論を重ね、今般この意見書を取りまとめたので、提出する。

1. 一般の中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）における現行の予定運用利回りは、やむを得ず設定しているものであって、その引き上げを図るために不断の努力を行う必要があること。
2. 付加退職金の支給率の決定に当たっては、累積欠損金を計画的に早期解消することが重要な課題と位置付けた上で、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）による中小企業労働者の加入促進、退職金原資となる資産の効率的な運用、経費節減に更なる努力を行う必要があること。
3. 厚生労働大臣及び機構は、上記1. 及び2. の必要性を踏まえつつ、現行の中小企業退職金共済法の体系を前提に、次のような制度運用を行う必要があること。
 - (1) 退職金原資となる資産の運用については、各年度ごとに累積欠損金の解消と付加退職金の支給が可能となるような利回りを設定し、その利回りを達成できるよう更に効率的に行うこと。
 - (2) (1) を前提に、各年度で生ずる利益は、次のとおり処理すること。
 - ① 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当

する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

- ② 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

4. なお、累積欠損金解消までの年数、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額及び目安となる利回りの設定に当たっては、

- ① 中退制度の健全性を重視し、累積欠損金の解消は時間をかけずに行うべきであるという意見があったこと、
 - ② 累積欠損金の解消は重要であるとしても、平成14年の建議を踏まえつつ時間をかけて行うべきであるという意見があったこと、
 - ③ 効率的な運用を目指す必要があるが、同時に過度に高いリスクは取るべきでないという意見があったこと、
- に留意する必要があること。

5. 平成17年度に係る付加退職金の支給率の決定においては、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額は、180億円とする。

平成 17 年 10 月 1 日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生経緯

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）において累積欠損金は平成 5 年度末に 4 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 3,230 億円となった。これは、責任準備金を計算する基礎となる予定運用利回り（中小企業退職金共済法第 10 条第 3 項における予定利率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成 14 年 11 月に予定運用利回りが 3.0% から 1.0% に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に 15 事業年度 545 億円、16 事業年度 400 億円の当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 2,284 億円に縮小している。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・中期計画（平成 15 年 10 月～20 年 3 月）も策定されているが、平成 16 年 12 月 10 日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成 17 年 3 月 11 日、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の審議においても、累積欠損金を計画的に早期解消することが重要な課題と位置付けた上で独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）による中小企業労働者の加入促進、退職金原資となる資産の効率的な運用並びに経費節減に更なる努力を行う必要があるとの意見が提出された。これを踏まえて、同月 17 日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年1%

② 年度ごとに解消する累積欠損金及び付加退職金の配分方法

年度ごとに解消する累積欠損金及び付加退職金の配分方法は、上記(2)の厚生労働省労働基準局長通知において示された以下の処理方法による。

(i) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

(ii) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

③ 責任準備金推計値

別表のとおり。

ただし、責任準備金の推計に当たって必要となる加入者数、脱退者数、平均掛金月額・月額変更件数、月額変更による平均増加額等は過去10年間のデータから推計することを原則とした。なお、適格退職年金(以下「適年」という。)からの引継金収入については、平成17年度から引継金の上限が撤廃されたことによる増要因、平成23年度における引継終了時の一時的増要因を見込み、かつ、過去のデータは3年分しかないため、過去の平均値を踏まえ16年度末適年契約総数の3割弱が中退共に移管するものと見込んでいる。

④ 計画の始期

平成17年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成 27 年度末で概ね 50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要があり、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画策定期間を念頭に置いて定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を 5 年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成 17 年度を始期として、第 3 期中期計画終了時の 29 年度末までの 13 年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 2,284 億円を 13 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 180 億円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 180 億円とし、中期計画 1 期間（5 年間）当たりの解消目標額は 900 億円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、上記 1 (2) の労働政策審議会意見の趣旨を踏まえると、予定運用利回り 1.0%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額の 2 倍に相当する収益が必要となることから、2.2%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための具体的措置

(1) 収益改善の方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、制度利回りを前提に中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

パンフレット・ポスター等の広報資料の配布及びホームページの活用により共済制度の周知広報を実施するとともに、関係官公庁及び関係事業主団体等に対し共済制度に関する記事の広報誌等への掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行い、制度の普及及び加入勧奨を行う。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

機構が委嘱した相談員、普及推進員、事業主団体等による個別事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、文書等による追加加入に係る勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、都道府県及び市区町村の協力を得ながら、特定の都道府県においてマスメディア等を活用した集中的な共済制度の周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、適年制度から中退共制度への移行を促進するための周知広報や勧奨、説明会等を組織的に展開するとともに、より一層の移行促進をするため、適年を受託する生保、信託銀行との連携を強化する。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

また、委託運用機関の選定・評価を適切に行うことなどにより、当該機関の運用パフォーマンスに留意しつつ委託費用の節減に努める。

別表

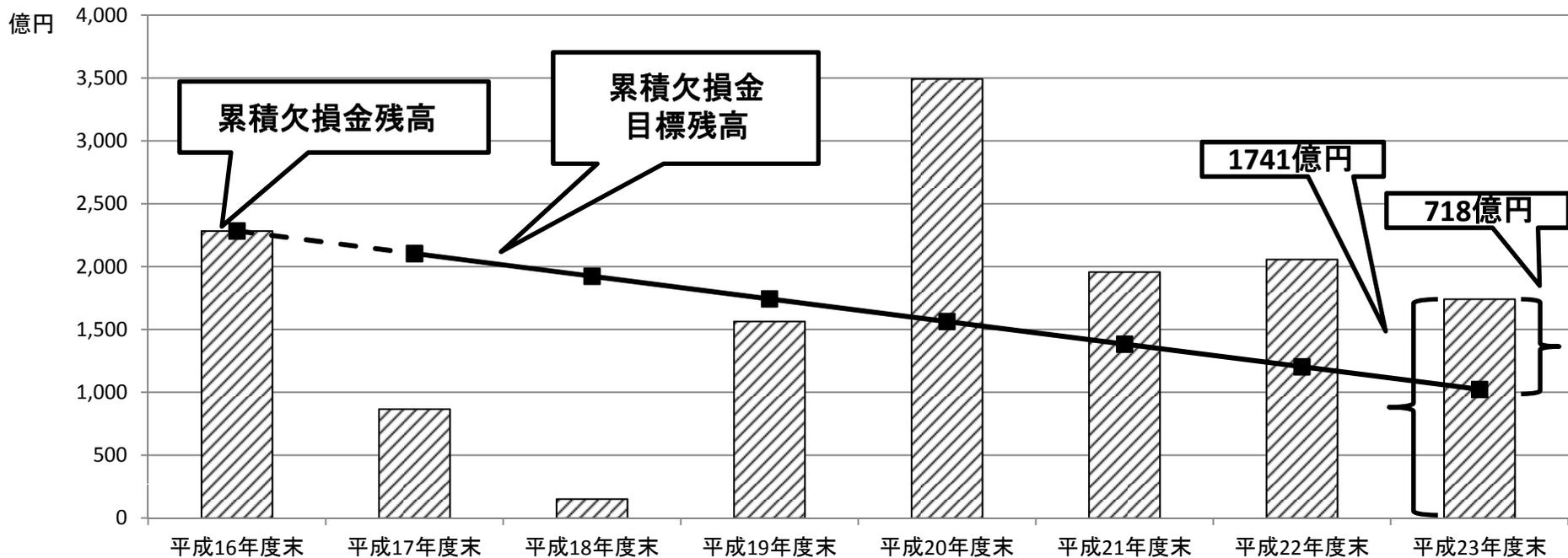
(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	3,280,370
18	3,329,801
19	3,378,789
20	3,426,741
21	3,473,595
22	3,518,423
23	3,575,284
24	3,566,657
25	3,555,012
26	3,540,034
27	3,523,355
28	3,502,931
29	3,478,945
30	3,451,611

一般の中小企業退職金共済事業における累積欠損金額の推移状況

(単位：億円)

	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
収入	4,271	7,134	5,220	4,485	4,533	6,217	5,222	5,631
支出	3,870	5,717	4,505	5,897	6,462	4,681	5,323	5,315
当期損益金	401	1,417	715	△ 1,413	△ 1,929	1,536	△ 101	316
累積欠損金(A)	△ 2,283	△ 867	△ 151	△ 1,564	△ 3,493	△ 1,956	△ 2,057	△ 1,741
累積欠損金 解消目標残高(B)		△ 2,103	△ 1,923	△ 1,743	△ 1,563	△ 1,383	△ 1,203	△ 1,023
A - B		1,237	1,772	180	△ 1,929	△ 573	△ 854	△ 718



※ 累積欠損金残高目標額は、平成16年度末現在の累積欠損金残高から解消目標額180億円を年度ごとに解消した額として算定した。
 ※ 累積欠損金残高等は小数点以下四捨五入である。

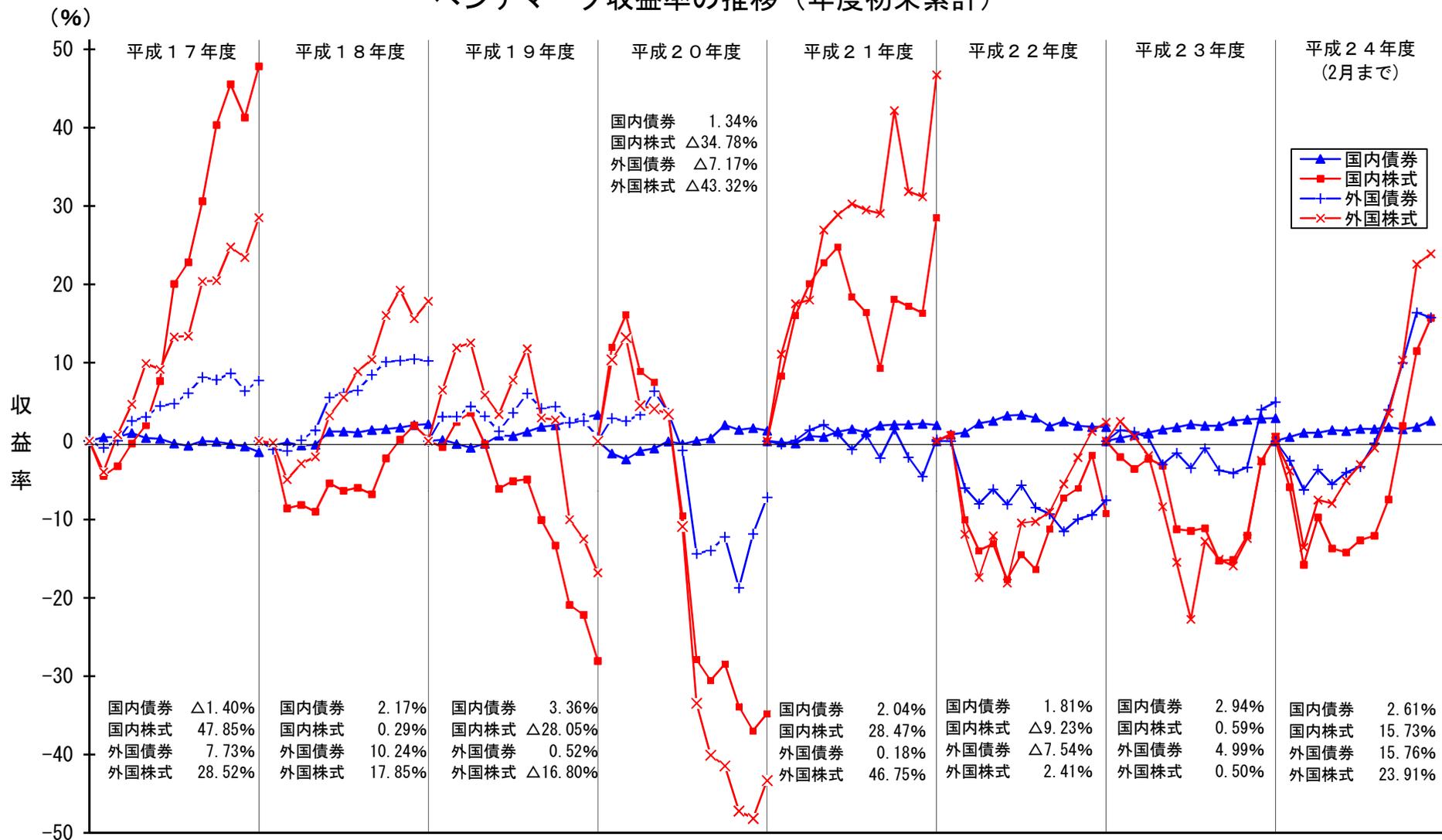
参考4

主な経済指標

年度・月末	日経平均 (円)	10年国債※ (年%)	円/ドル (円)	円/ユーロ (円)	ベンチマークで用いている指標			
					NOMURA-BPI 総合	TOPIX	シティグループ 世界国債インデックス	MSCI-KOKUSAI
H13.3	13,000	1.275	126.20	110.72	283.83	1,407.73	202.86	1,110.31
H14.3	11,025	1.400	132.74	115.68	286.52	1,179.41	219.98	1,154.10
H15.3	7,973	0.700	117.93	128.85	298.74	886.77	254.02	780.70
H16.3	11,715	1.435	104.26	128.41	293.53	1,340.15	254.41	973.52
H17.3	11,669	1.320	107.09	138.84	299.67	1,359.22	283.20	1,126.39
H18.3	17,060	1.770	117.66	142.56	295.48	2,009.57	305.09	1,447.61
H19.3	17,288	1.650	117.78	157.30	301.89	2,015.42	336.32	1,706.06
H20.3	12,526	1.275	99.90	157.55	312.05	1,450.00	338.08	1,419.47
H21.3	8,110	1.340	98.81	130.88	316.24	945.72	313.82	804.54
H22.3	11,090	1.395	93.46	126.27	322.69	1,214.95	314.39	1,180.68
H23.3	9,755	1.255	83.15	117.77	328.52	1,102.75	290.67	1,209.12
4	9,850	1.200	81.50	120.80	329.80	1,080.54	294.74	1,239.46
5	9,694	1.150	81.52	117.33	331.05	1,063.64	294.07	1,216.10
6	9,816	1.130	80.52	116.78	332.09	1,078.22	291.94	1,186.75
7	9,833	1.080	76.73	110.45	333.38	1,068.30	282.03	1,108.00
8	8,955	1.030	76.59	110.11	334.34	978.79	286.25	1,022.10
9	8,700	1.020	77.04	103.11	335.57	976.39	280.68	934.12
10	8,988	1.045	78.20	108.35	334.96	980.14	288.04	1,054.30
11	8,435	1.065	77.50	104.16	334.89	934.53	279.82	1,026.77
12	8,455	0.980	76.94	99.59	336.99	935.71	278.77	1,016.60
H24.1	8,803	0.965	76.19	99.64	337.61	969.99	280.93	1,058.87
2	9,723	0.955	81.22	108.21	338.00	1,074.09	302.41	1,179.40
3	10,084	0.985	82.79	110.47	338.18	1,109.28	305.17	1,215.12
4	9,521	0.885	79.78	105.63	339.94	1,044.27	297.56	1,168.89
5	8,543	0.830	78.35	96.80	341.79	934.25	286.22	1,050.39
6	9,007	0.830	79.77	100.97	341.73	1,001.27	294.11	1,123.79
7	8,695	0.780	78.11	96.10	342.99	957.42	288.39	1,118.41
8	8,840	0.795	78.37	98.55	342.59	951.73	292.94	1,153.76
9	8,870	0.765	77.90	100.16	343.47	968.82	295.21	1,178.80
10	8,928	0.775	79.76	103.35	343.38	975.30	304.40	1,204.56
11	9,446	0.700	82.45	107.05	344.27	1,026.76	317.42	1,258.28
12	10,395	0.795	86.74	114.44	343.26	1,130.87	335.67	1,340.74
H25.1	11,139	0.740	91.72	124.54	344.27	1,236.75	355.27	1,489.53
2	11,559	0.665	92.53	120.81	347.00	1,283.78	353.27	1,505.68

※ 「10年国債」に関しては、日本銀行「金融経済統計月報」より「長期国債(10年)新発債流通利回」を掲載。

ベンチマーク収益率の推移（年度初来累計）



(注) 使用しているベンチマークは以下のとおり。
 国内債券：NOMURA-BPI総合
 国内株式：TOPIX（配当込み）
 外国債券：シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）
 外国株式：MSCI-KOKUSAI（円貨換算、配当込み、グロス）

ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標のことであり、市場の動きを代表する指数を使用している。

【国内債券】

ONOMURA-BPI 総合

野村証券金融経済研究所が作成・発表している国内債券市場のベンチマーク。国内債券のベンチマークとしては代表的なものである。

【国内株式】

OTOPIX (配当込み)

東証一部上場全銘柄の株価を株式数で加重平均して算出したもの。国内株式市場の代表的なベンチマークである。

【外国債券】

○シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

日興シティグループ証券株式会社が作成・発表している世界国債のベンチマーク。時価総額につき一定基準を満たす国の国債について、投資収益率を指数化したもの。国際債券投資の代表的なベンチマークのひとつである。

【外国株式】

OMSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が作成・発表している日本を除く先進国で構成された世界株指数。対象国の包括性、切り口の多様性等の点で国際株式投資のベンチマークとしては代表的な存在である。

(1) 一般の中小企業退職金共済事業における収支状況の推移

年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)
平成 3 年度	6.60% <u>5.50% (4月~)</u>	5.86%	436億円	488億円
平成 4 年度	6.60% 5.50%	5.86%	△238億円	250億円
平成 5 年度	6.60% 5.50%	5.46%	△250億円	△ 0億円
平成 6 年度	6.60% 5.50%	4.78%	△427億円	△ 427億円
平成 7 年度	6.60% 5.50%	4.55%	△516億円	△ 943億円
平成 8 年度	<u>4.50% (4月~)</u>	3.84%	△196億円	△1,139億円
平成 9 年度	4.50%	3.53%	△296億円	△1,435億円
平成10年度	4.50%	3.23%	△396億円	△1,831億円
平成11年度	<u>3.00% (4月~)</u>	3.08%	9億円	△1,822億円
平成12年度	3.00%	2.33%	△207億円	△2,029億円
平成13年度	3.00%	1.77%	△372億円	△2,401億円
平成14年度	<u>1.00% (11月~)</u>	1.60%	△170億円	△2,571億円
平成15年度 前 期	1.00%	1.68%	103億円	△2,468億円
平成15年度 後 期	1.00%	5.37%	545億円	△2,684億円
平成16年度	1.00%	2.84%	401億円	△2,283億円
平成17年度	1.00%	8.34%	1,417億円	△ 867億円
平成18年度	1.00%	2.81%	715億円	△ 151億円
平成19年度	1.00%	△2.95%	△1,413億円	△1,564億円
平成20年度	1.00%	△4.88%	△1,929億円	△3,493億円
平成21年度	1.00%	5.67%	1,536億円	△1,956億円
平成22年度	1.00%	0.30%	△101億円	△2,057億円
平成23年度	1.00%	1.80%	316億円	△1,741億円

(注) ・ 下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。

・ 平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。

・ 平成2年法改正においては、施行日前における掛金月額部分について、6.60%の利回りを適用。

・ 平成7年法改正以降は、新法施行日前も含めて新たな予定運用利回りを適用。

(2) 付加退職金の支給率の状況

年 度	支 給 率
平成 4 年度	0. 0 1 3 0 9
平成 5 年度	0. 0 0 1 5
平成 6 年度	0
平成 7 年度	0
平成 8 年度	0
平成 9 年度	0
平成 1 0 年度	0
平成 1 1 年度	0
平成 1 2 年度	0
平成 1 3 年度	0
平成 1 4 年度	0
平成 1 5 年度	0
平成 1 6 年度	0. 0 0 2 3 3
平成 1 7 年度	0. 0 0 6 0 2
平成 1 8 年度	0. 0 2 1 4
平成 1 9 年度	0
平成 2 0 年度	0
平成 2 1 年度	0
平成 2 2 年度	0
平成 2 3 年度	0
平成 2 4 年度	0

一般の中小企業退職金共済制度における給付経理の将来推計について

1 過去8年間（平成17年度～24年度）の運用状況を基に推計した場合の将来の財政状況について

○ 将来推計の前提

掛金収入、退職金支出及び責任準備金については、過去5年間の加入・脱退状況の実績値を基に推計を行った。

運用収入については、過去8年間（17年度～24年度）の実績を基に、以下の過去8年間の各資産の利回りの平均値を用いて推計を行った。

	自家運用 新規 10年国債	委託運用			
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
利回り	1.3%	1.8%	-1.0%	3.2%	3.8%

なお、24年度については、次により実績見込みを算出した。

- ・ 自家運用新規10年国債は、24年4月～25年1月の平均値とした。
- ・ 委託運用の各資産については、25年1月までは実績とし、25年2月～3月は17年4月～25年1月のベンチマーク収益率の平均値とした。

○ 将来推計の結果

予定運用利回り及び付加退職金の支給について場合分けをし、次の6つのケースについて推計を行った。

	予定運用利回り	付加退職金の支給
推計1-1	現行の1.0%据え置き	現行どおり（平成17年3月の第29回中小企業退職金共済部会で取りまとめられた「中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書」の定めるところにより支給）とする。
推計1-2	現行の1.0%据え置き	付加退職金は累積欠損金が解消するまでは支給せず、各年度で生ずる利益の全額を累積欠損金の解消に充当することとする。
推計1-3	25年4月から0.7%	同上
推計1-4	26年4月から0.7%	同上
推計1-5	25年4月から0.5%	同上
推計1-6	26年4月から0.5%	同上

推計 1 - 1 予定運用利回り 1.0%・付加退職金＝現行

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,113	426,930	427,556	427,873	425,776	425,363
うち運用収入	66,242	195,556	60,693	60,583	60,253	57,643	56,659
費用（退職金等給付金等）	531,472	482,452	408,930	409,556	409,873	407,776	407,363
当期利益金	31,617	78,661	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
(付加退職金配分前当期利益金)	(31,617)	(157,322)	(22,825)	(22,788)	(22,536)	(19,989)	(19,055)
付加退職金計上額	0	78,661	4,825	4,788	4,536	1,989	1,055
責任準備金	3,861,672	3,919,323	3,911,534	3,905,174	3,899,001	3,890,548	3,881,747
運用利回り	1.80%	5.13%	1.53%	1.52%	1.49%	1.44%	1.42%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 95,430	▲ 77,430	▲ 59,430	▲ 41,430	▲ 23,430	▲ 5,430
(累積欠損金目標残高)	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 1 - 2 予定運用利回り 1.0%・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	426,966	427,702	428,112	426,094	425,746
うち運用収入	66,242	195,561	60,729	60,729	60,492	57,961	57,042
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	407,153	416,236	416,725	415,941	416,028
当期利益金	31,617	157,327	19,813	11,466	11,386	10,153	9,717
(付加退職金配分前当期利益金)	(31,617)	(157,327)	(22,861)	(22,933)	(22,773)	(20,305)	(19,435)
付加退職金計上額	0	0	3,049	11,466	11,386	10,153	9,717
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,838,624	3,845,917	3,852,273	3,856,469	3,859,608
運用利回り	1.80%	5.13%	1.53%	1.52%	1.49%	1.44%	1.42%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	3,049	14,515	25,901	36,054	45,772
(累積欠損金目標残高)	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 1 - 3 予定運用利回り 0.7% (25年4月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	426,963	427,696	428,117	426,119	425,788
うち運用収入	66,242	195,561	60,726	60,723	60,497	57,986	57,084
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	404,031	410,639	411,113	410,320	410,404
当期利益金	31,617	157,327	22,932	17,057	17,003	15,799	15,383
(付加退職金配分前当期利益金)	(31,617)	(157,327)	(29,100)	(34,114)	(34,007)	(31,599)	(30,767)
付加退職金計上額	0	0	6,168	17,057	17,003	15,799	15,383
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,834,900	3,836,876	3,838,461	3,838,375	3,837,673
運用利回り	1.80%	5.13%	1.53%	1.52%	1.49%	1.44%	1.42%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	6,168	23,225	40,228	56,028	71,411
(累積欠損金目標残高)	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 1 - 4 予定運用利回り 0.7% (26 年 4 月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	426,965	427,703	428,137	426,154	425,842
うち運用収入	66,242	195,561	60,728	60,730	60,517	58,021	57,138
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	399,456	406,975	407,460	406,679	406,779
当期利益金	31,617	157,327	27,509	20,728	20,677	19,476	19,063
（付加退職金配分前当期利益金）	(31,617)	(157,327)	(38,253)	(41,456)	(41,353)	(38,951)	(38,125)
付加退職金計上額	0	0	10,745	20,728	20,677	19,476	19,063
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,830,706	3,829,656	3,828,551	3,826,067	3,823,222
運用利回り	1.80%	5.13%	1.53%	1.52%	1.49%	1.44%	1.42%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	10,745	31,473	52,150	71,625	90,688
（累積欠損金目標残高）	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 1 - 5 予定運用利回り 0.5% (25 年 4 月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	426,966	427,700	428,111	426,097	425,757
うち運用収入	66,242	195,561	60,729	60,727	60,491	57,964	57,053
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	407,153	413,567	411,244	410,469	410,568
当期利益金	31,617	157,327	19,813	14,133	16,867	15,629	15,189
（付加退職金配分前当期利益金）	(31,617)	(157,327)	(22,861)	(28,267)	(33,734)	(31,257)	(30,378)
付加退職金計上額	0	0	3,049	14,133	16,867	15,629	15,189
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,838,624	3,842,607	3,843,768	3,843,339	3,842,351
運用利回り	1.80%	5.13%	1.53%	1.52%	1.49%	1.44%	1.42%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	3,049	17,182	34,049	49,678	64,867
（累積欠損金目標残高）	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 1 - 6 予定運用利回り 0.5% (26 年 4 月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	426,966	427,701	428,118	426,123	425,799
うち運用収入	66,242	195,561	60,729	60,728	60,498	57,990	57,095
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	407,153	409,258	407,654	406,912	407,041
当期利益金	31,617	157,327	19,813	18,443	20,464	19,212	18,758
（付加退職金配分前当期利益金）	(31,617)	(157,327)	(22,861)	(36,886)	(40,928)	(38,423)	(37,515)
付加退職金計上額	0	0	3,049	18,443	20,464	19,212	18,758
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,838,624	3,838,651	3,836,861	3,833,830	3,830,527
運用利回り	1.80%	5.13%	1.53%	1.52%	1.49%	1.44%	1.42%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	3,049	21,492	41,956	61,167	79,925
（累積欠損金目標残高）	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

2 過去5年間（20年度～24年度）の運用状況を基に推計した場合の将来の財政状況について

○ 将来推計の前提

掛金収入、退職金支出及び責任準備金については、過去5年間の加入・脱退状況の実績値を基に推計を行った。

運用収入については、過去5年間（20年度～24年度）の実績を基に、以下の過去5年間の各資産の利回りの平均値を用いて推計を行った。

	自家運用 新規 10年国債	委託運用			
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
利回り	1.1%	2.1%	-3.0%	1.4%	1.7%

なお、24年度については、前記1（過去8年間の運用状況に基づく推計）の「将来推計の前提」と同様に実績見込みを算出した。ただし委託運用の各資産の25年2月～3月は20年4月～25年1月のベンチマーク収益率の平均値とした。

○ 将来推計の結果

予定運用利回り及び付加退職金の支給について場合分けをし、次の6つのケースについて推計を行った。

	予定運用利回り	付加退職金の支給
推計2-1	現行の1.0%据え置き	現行どおり（平成17年3月の第29回中小企業退職金共済部会で取りまとめられた「中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書」の定めるところにより支給）とする。
推計2-2	現行の1.0%据え置き	付加退職金は累積欠損金が解消するまでは支給せず、各年度で生ずる利益の全額を累積欠損金の解消に充当することとする。
推計2-3	25年4月から0.7%	同上
推計2-4	26年4月から0.7%	同上
推計2-5	25年4月から0.5%	同上
推計2-6	26年4月から0.5%	同上

推計 2 - 1 予定運用利回り 1.0%・付加退職金＝現行

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	558,562	411,123	411,190	410,724	407,855	406,923
うち運用収入	66,242	193,005	44,886	44,217	43,104	39,722	38,219
費用（退職金等給付金等）	531,472	481,176	404,104	404,768	405,337	405,787	406,309
当期利益金	31,617	77,386	7,018	6,422	5,387	2,068	614
（付加退職金配分前当期利益金）	(31,617)	(154,771)	(7,018)	(6,422)	(5,387)	(2,068)	(614)
付加退職金計上額	0	77,386	0	0	0	0	0
責任準備金	3,861,672	3,918,048	3,905,556	3,894,980	3,885,248	3,876,126	3,867,657
運用利回り	1.80%	5.07%	1.13%	1.11%	1.07%	1.01%	0.97%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 96,705	▲ 89,687	▲ 83,265	▲ 77,879	▲ 75,810	▲ 75,196
（累積欠損金目標残高）	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 2 - 2 予定運用利回り 1.0%・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	558,566	411,157	411,296	410,897	408,085	407,202
うち運用収入	66,242	193,009	44,920	44,323	43,277	39,952	38,498
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	404,104	404,769	405,339	406,848	406,757
当期利益金	31,617	154,775	7,052	6,527	5,558	1,237	445
（付加退職金配分前当期利益金）	(31,617)	(154,775)	(7,052)	(6,527)	(5,558)	(2,295)	(890)
付加退職金計上額	0	0	0	0	0	1,058	445
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,835,575	3,831,694	3,828,026	3,825,455	3,822,304
運用利回り	1.80%	5.07%	1.13%	1.11%	1.07%	1.00%	0.97%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 19,316	▲ 12,264	▲ 5,737	▲ 179	1,058	1,503
（累積欠損金目標残高）	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 2 - 3 予定運用利回り 0.7%（25年4月から）・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	558,566	411,156	411,293	410,900	408,101	407,231
うち運用収入	66,242	193,009	44,919	44,320	43,280	39,968	38,527
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	397,863	399,426	402,505	401,311	401,126
当期利益金	31,617	154,775	13,293	11,867	8,395	6,790	6,105
（付加退職金配分前当期利益金）	(31,617)	(154,775)	(13,293)	(17,711)	(16,790)	(13,580)	(12,210)
付加退職金計上額	0	0	0	5,844	8,395	6,790	6,105
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,828,732	3,820,087	3,814,677	3,807,870	3,800,831
運用利回り	1.80%	5.07%	1.13%	1.11%	1.07%	1.00%	0.97%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 19,316	▲ 6,023	5,844	14,239	21,029	27,134
（累積欠損金目標残高）	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 2 - 4 予定運用利回り 0.7% (26 年 4 月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	558,566	411,157	411,300	410,916	408,128	407,274
うち運用収入	66,242	193,009	44,920	44,327	43,296	39,995	38,570
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	390,276	398,774	398,850	397,666	397,496
当期利益金	31,617	154,775	20,881	12,527	12,066	10,463	9,778
（付加退職金配分前当期利益金）	(31,617)	(154,775)	(22,445)	(25,053)	(24,132)	(20,925)	(19,556)
付加退職金計上額	0	0	1,565	12,527	12,066	10,463	9,778
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,821,526	3,813,157	3,805,028	3,795,797	3,786,589
運用利回り	1.80%	5.07%	1.13%	1.11%	1.07%	1.00%	0.97%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 19,316	1,565	14,091	26,158	36,620	46,398
（累積欠損金目標残高）	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 2 - 5 予定運用利回り 0.5% (25 年 4 月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	558,566	411,157	411,294	410,892	408,087	407,215
うち運用収入	66,242	193,009	44,920	44,321	43,272	39,954	38,511
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	404,104	399,433	402,433	401,464	401,298
当期利益金	31,617	154,775	7,052	11,861	8,459	6,623	5,917
（付加退職金配分前当期利益金）	(31,617)	(154,775)	(7,052)	(11,861)	(16,515)	(13,246)	(11,835)
付加退職金計上額	0	0	0	0	8,056	6,623	5,917
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,835,575	3,825,717	3,819,690	3,812,573	3,805,279
運用利回り	1.80%	5.07%	1.13%	1.11%	1.07%	1.00%	0.97%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 19,316	▲ 12,264	▲ 403	8,056	14,679	20,597
（累積欠損金目標残高）	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 2 - 6 予定運用利回り 0.5% (26 年 4 月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	558,566	411,157	411,295	410,898	408,101	407,238
うち運用収入	66,242	193,009	44,920	44,322	43,278	39,968	38,534
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	404,104	394,923	399,044	397,901	397,761
当期利益金	31,617	154,775	7,052	16,372	11,854	10,200	9,477
（付加退職金配分前当期利益金）	(31,617)	(154,775)	(7,052)	(20,480)	(23,708)	(20,400)	(18,954)
付加退職金計上額	0	0	0	4,108	11,854	10,200	9,477
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,835,575	3,821,560	3,812,804	3,803,079	3,793,463
運用利回り	1.80%	5.07%	1.13%	1.11%	1.07%	1.00%	0.97%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 19,316	▲ 12,264	4,108	15,962	26,162	35,639
（累積欠損金目標残高）	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

(参考) 経済シナリオを基に推計した場合の将来の財政状況について

○ 将来推計の前提

掛金収入、退職金支出及び責任準備金については、過去 5 年間の加入・脱退状況の実績値を基に推計を行った。

運用収入については、外部のシンクタンクに作成を委託した経済シナリオ（平成 23 年度末までの経済状況を基にしたもの。）に基づく資産ごとの期待収益率（下表）から推計を行った。ただし、24 年度については前記 1（過去 8 年間の運用状況に基づく推計）により推計した数値とした。

	自家運用 新規 10年国債	委託運用			
		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
25 年度	1.0%	1.4%	4.5%	2.9%	5.4%
26 年度	1.1%	1.0%	5.9%	2.2%	6.2%
27 年度	1.2%	1.2%	5.6%	2.9%	7.1%
28 年度	1.3%	1.3%	5.7%	2.7%	7.0%
29 年度	1.4%	1.5%	5.5%	1.8%	6.8%

なお、利回りの前提となる経済シナリオは以下のとおり。

平成 24 年度前半は、復興需要の顕在化から回復が続く見込み。ただし、平成 24 年度後半から 25 年度前半にかけては、復興需要のピークアウト、欧米景気の低迷による輸出停滞が重なり、踊り場へ向かう。

消費税率は、平成 26 年 4 月に 3%Pt（5%⇒8%）、平成 27 年 10 月に 2%Pt（8%⇒10%）と、2 段階での税率引き上げが行われると想定。その前後では、税率引き上げに伴う駆け込み需要と反動減が生じる見込みである。

中期的には、労働力人口の緩やかな減少が潜在成長率を押し下げる一方、設備投資の回復や技術進歩率の上昇が潜在成長率を押し上げ、1%近傍の成長率を辿る公算である。

○ 将来推計の結果

予定運用利回り及び付加退職金の支給について場合分けをし、前記 1 又は 2 と同様の 6 つのケースについて推計を行った。

推計 3 - 1 予定運用利回り 1.0%・付加退職金＝現行

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,113	444,805	447,275	452,824	451,109	448,558
うち運用収入	66,242	195,556	78,568	80,302	85,204	82,976	79,854
費用（退職金等給付金等）	531,472	482,452	424,455	426,022	429,080	428,447	427,432
当期利益金 (付加退職金配分前当期利益金)	31,617 (31,617)	78,661 (157,322)	20,350 (40,700)	21,253 (42,507)	23,744 (47,488)	22,662 (45,323)	21,125 (42,251)
付加退職金計上額	0	78,661	20,350	21,253	23,744	22,662	21,125
責任準備金	3,861,672	3,919,323	3,927,059	3,935,680	3,945,791	3,953,519	3,958,733
運用利回り	1.80%	5.13%	1.98%	2.00%	2.08%	2.05%	1.96%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 95,430	▲ 75,080	▲ 53,826	▲ 30,083	▲ 7,421	13,705
(累積欠損金目標残高)	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 3 - 2 予定運用利回り 1.0%・付加退職金＝累積解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	444,836	447,442	453,153	451,588	449,159
うち運用収入	66,242	195,561	78,599	80,469	85,533	83,455	80,455
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	416,088	426,106	429,246	428,688	427,734
当期利益金 (付加退職金配分前当期利益金)	31,617 (31,617)	157,327 (157,327)	28,748 (40,731)	21,336 (42,673)	23,907 (47,814)	22,900 (45,799)	21,424 (42,849)
付加退職金計上額	0	0	11,984	21,336	23,907	22,900	21,424
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,847,559	3,863,868	3,881,024	3,895,207	3,906,327
運用利回り	1.80%	5.13%	1.98%	2.00%	2.08%	2.05%	1.96%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	11,984	33,320	57,227	80,127	101,551
(累積欠損金目標残高)	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 3 - 3 予定運用利回り 0.7% (25年4月から)・付加退職金＝累積解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	444,835	447,438	453,154	451,603	449,204
うち運用収入	66,242	195,561	78,598	80,465	85,534	83,470	80,500
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	412,967	420,510	423,632	423,062	422,112
当期利益金 (付加退職金配分前当期利益金)	31,617 (31,617)	157,327 (157,327)	31,868 (46,972)	26,928 (53,856)	29,522 (59,044)	28,541 (57,083)	27,092 (54,184)
付加退職金計上額	0	0	15,104	26,928	29,522	28,541	27,092
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,843,836	3,854,826	3,867,205	3,877,094	3,884,368
運用利回り	1.80%	5.13%	1.98%	2.00%	2.08%	2.05%	1.96%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	15,104	42,032	71,554	100,095	127,187
(累積欠損金目標残高)	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 3 - 4 予定運用利回り 0.7% (26 年 4 月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	444,836	447,446	453,178	451,650	449,277
うち運用収入	66,242	195,561	78,599	80,473	85,558	83,517	80,573
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	408,392	416,847	419,981	419,426	418,496
当期利益金 (付加退職金配分前当期利益金)	31,617 (31,617)	157,327 (157,327)	36,444 (56,124)	30,600 (61,199)	33,197 (66,394)	32,224 (64,448)	30,781 (61,561)
付加退職金計上額	0	0	19,680	30,600	33,197	32,224	30,781
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,839,641	3,847,605	3,857,294	3,864,789	3,869,925
運用利回り	1.80%	5.13%	1.98%	2.00%	2.08%	2.05%	1.96%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	19,680	50,280	83,477	115,701	146,482
(累積欠損金目標残高)	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 3 - 5 予定運用利回り 0.5% (25 年 4 月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	444,836	447,440	453,141	451,584	449,175
うち運用収入	66,242	195,561	78,599	80,467	85,521	83,451	80,471
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	416,088	423,437	423,759	423,212	422,277
当期利益金 (付加退職金配分前当期利益金)	31,617 (31,617)	157,327 (157,327)	28,748 (40,731)	24,003 (48,007)	29,382 (58,764)	28,372 (56,744)	26,898 (53,796)
付加退職金計上額	0	0	11,984	24,003	29,382	28,372	26,898
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,847,559	3,860,555	3,872,506	3,882,055	3,889,043
運用利回り	1.80%	5.13%	1.98%	2.00%	2.08%	2.05%	1.96%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	11,984	35,987	65,369	93,741	120,639
(累積欠損金目標残高)	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

推計 3 - 6 予定運用利回り 0.5% (26 年 4 月から)・付加退職金＝累損解消まで支給せず

(単位：百万円)

	23年度実績	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収益（掛金等収入等）	563,089	561,118	444,836	447,446	453,154	451,608	449,219
うち運用収入	66,242	195,561	78,599	80,473	85,534	83,475	80,515
費用（退職金等給付金等）	531,472	403,790	416,088	419,131	420,172	419,654	418,751
当期利益金 (付加退職金配分前当期利益金)	31,617 (31,617)	157,327 (157,327)	28,748 (40,731)	28,316 (56,631)	32,982 (65,964)	31,954 (63,908)	30,468 (60,936)
付加退職金計上額	0	0	11,984	28,316	32,982	31,954	30,468
責任準備金	3,861,672	3,840,662	3,847,559	3,856,600	3,865,602	3,872,545	3,877,217
運用利回り	1.80%	5.13%	1.98%	2.00%	2.08%	2.05%	1.96%
累積剰余金	▲ 174,091	▲ 16,764	11,984	40,299	73,281	105,235	135,703
(累積欠損金目標残高)	(▲ 102,338)	(▲ 84,338)	(▲ 66,338)	(▲ 48,338)	(▲ 30,338)	(▲ 12,338)	(0)

労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）

（所掌事務）

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第九条第一項に規定するもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第三号の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

2 臨時委員及び専門委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者並びに障害者を代表する者（障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する場合に限る。）のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 前項の規定は、専門委員について準用する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
労働条件分科会	(略)
安全衛生分科会	(略)
勤労者生活分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号(賃金体系及び退職手当(退職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。))に係る部分に限る。)、第四十二号(賃金体系及び退職手当に係る部分に限る。)、第四十八号、第四十九号及び第五十号(退職手当の保全措置(労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。))に係る部分に限る。)に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。 二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
職業安定分科会	(略)
障害者雇用分科会	(略)
職業能力開発分科会	(略)
雇用均等分科会	(略)

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。

- 6 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する公益を代表する委員のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。
- 7 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 8 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(部会)

第七条 審議会又は分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第二項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 前項の規定は、第二項の専門委員について準用する。
- 6 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 7 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 8 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第八条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第六項から第九項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員

のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高年齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。

(雑則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日政令第三一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月一七日政令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年五月一日政令第二一七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月五日政令第二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる時短交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二四五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月四日)から施行する。

附 則 (平成二二年八月四日政令第一七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年八月五日から施行する。

労働政策審議会運営規程

第一条 労働政策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「設置法」という。）第九条及び労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、厚生労働大臣の請求があつたとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の三分の一以上から請求があつたときに会長が招集する。

2 厚生労働大臣又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三条 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、審議会令第六条第一項に規定する分科会（以下単に「分科会」という。）及び同令第七条第一項に規定する部会（以下単に「部会」という。）について準用する。

第四条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

4 前三項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第五条 会議は、原則として公開する。

第六条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員二人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前二項の規定は、分科会及び部会について準用する。

第七条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度厚生労働大臣に送付しなければならない。

2 審議会は、設置法第九条第一項第三号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを厚生労働大臣に送付しなければならない。

第八条 分科会の所掌事務に属さない特定の事項を調査審議するに当たつて、会長が必要と認めるときは、審議会に当該事項を調査審議するための部会を置くことができる。

第九条 分科会、前条に規定する部会又は審議会令第八条第一項に規定する最低工賃専門

部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第十条 分科会に属する臨時委員及び専門委員は、審議会令第四条第四項及び第五項に規定する場合のほか、分科会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定は、部会に属する臨時委員及び専門委員について準用する。

第十一条 分科会又は部会（以下「分科会等」という。）に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、分科会等に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第十二条 この規程に定めるもののほか、分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める。

2 前項の規定は、第八条に規定する部会について準用する。

第十三条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十二日から施行する。

労働政策審議会勤労者生活分科会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号。以下「法」という。）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各六人とし、公益を代表するものは、八人とする。

第三条 分科会に幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、分科会の所掌事務について、委員等を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

第四条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

- 2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等、幹事及び会長に通知しなければならない。

第五条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものと取り扱う。

第六条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、分科会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 分科会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第七条 分科会に、中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 法第四条第一項第四十九号に掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十六号）の規定により審議会の権限に属さ

せられた事項を処理すること。

第八条 部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第九条 分科会に、その所掌事務について調査研究を行う必要があるときは、基本問題懇談会（以下「懇談会」という。）を置くことができる。

2 懇談会に属すべき委員及び臨時委員は、委員等のうちから、分科会長が指名する。

3 懇談会に座長を置き、懇談会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、懇談会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

4 座長は、懇談会の事務を掌理する。

第十条 部会及び懇談会の庶務は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課において処理する。

第十一条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2 前項の規定は、懇談会について準用する。

第十二条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月十八日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年五月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年十月二十日から施行する。

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会運営規程

第一条 労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）、労働政策審議会運営規程及び勤労者生活分科会（以下「分科会」という。）運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは各五人とする。

第三条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、分科会長の請求があつたとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに部会長が招集する。

第四条 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

第五条 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければならない。

第六条 委員等は、部会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第七条 会議は、原則として公開する。

第八条 部会は、専門的事項について調査をさせ、及び説明又は意見を聞くため、部会長の依頼により専門員を置くことができる。

附 則

この規程は、平成十三年一月二十二日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年二月十三日から施行する。